

平成23年度 工事発注に伴う入札契約手続の運用について

国土交通省中国地方整備局

平成23年度における工事発注に伴う入札契約手続の運用は下記のとおりです。(本運用は、原則、平成23年4月1日以降となる工事から適用しますが、必ずしも4月1日以降に公告するすべての工事が対象になるとは限りません。競争参加資格確認申請をするにあたっては、申請される工事の公告文及び入札説明書に記載内容を必ず確認して下さい。)

1. 入札方式

(1) 一般競争入札の適用拡大

原則として、全ての工事を一般競争入札とします。

(2) 政府調達協定(WTO)対象工事

発注規模(予定価格)が6.9億円以上の工事とします。

2. 競争参加資格要件

(1) 民間企業の実績の見直し

企業及び配置予定技術者の施工実績等において、発注機関が民間(電力9社、高速道路6社、旅客鉄道6社を除く。)の実績は認めないこととしていましたが、競争参加の拡大を図ることから平成22年度より、取り止めるものとします。

(2) 過去2ヶ年の工事成績平均点の緩和

競争参加の拡大を図ることをから、平成22年度より、工事成績平均点を70点から65点に緩和します。

(3) 調査基準価格を下回る価格で契約した企業(低入札工事)の競争参加

施工体制確認型総合評価落札方式の試行をH19年度より、原則すべての工事に適用したことにより、低入札の契約件数が減少し、一定の効果を上げています。また、施工体制確認・低入札調査を行うことで、低入札で落札した工事であっても、「施工体制の確保の確実性・品質確保の実効性」を確認した上で、契約をするため、低入札工事契約企業に対して設定していました「低入札工事を施工中の企業で、過去2ヶ年の全工種の工事成績評定平均点が77点未満は競争参加資格無し」「前年度に完成した低入札工事がある場合は、その工事の工事成績評定平均点が65点未満は競争参加資格無し」の競争参加資格要件は、平成22年度から取り止めます。

(4) 下請企業表彰の対象企業の競争参加機会の付与

平成22年度より、企業の同種工事の施工実績において、下請企業表彰を受けた企業で、下請企業表彰の対象となった工事が該当工事において求める同種工事の施工実績と同じであれば競争参加資格を認めます。

また、配置予定技術者においても、下請企業表彰の対象となった工事に監理技術者・主任技術者で従事していた者で、下請企業表彰の対象となった工事が該当工事において求める同種工事の施工実績と同じであれば競争参加資格を認めます。

(5) 参加資格要件における数値要件の撤廃(分任官工事の簡易型で試行)

「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドラインについて」(平成17年9月30日)により、競争参加資格要件として、同種工事の施工実績において数値基準を設定しているところですが、平成22年度より、入札参加者数の拡大を図ることから、3.0億円以下の工事の簡易型において、競争参加資格要件では数値基準を求めず、加算点において評価する方式を試行します。

(6) 発注標準の見直しについて(一般土木)

工事規模が0.6億円~3.0億円で、技術的難易度がⅡの工事において、一般土木工事の「D等級」の競争参加資格要件を30点以上としておりましたが、平成23年度より、5点以上に緩和します。

3. 総合評価方式

(1) 方式選定の考え方

「技術提案内容からの方式選定」から、「工事技術的難易度による方式選定」に変更します。

タイプ	平成22年度運用	平成23年度運用
高度技術提案型	「高度技術提案型総合評価方式の手続きについて(H18年4月)」に基づき適用。	「高度技術提案型総合評価方式の手続きについて(H18年4月)」に基づき適用。
標準Ⅰ型	<p>高度技術提案型以外で、技術的な工夫の余地が大きいものに適用することとし、工事技術的難易度Ⅲ以上を標準とする。</p> <p>また、標準的な評価項目数は2～3項目とする。</p> <p>注)工事技術的難易度がⅢの場合、評価項目数が1項目であれば標準型Ⅱ型、2項目以上であれば標準型Ⅰ型とする。</p> <p>なお、技術資料の作成期間は、一定期間(25～30日)以上とする。</p>	<p>高度技術提案型以外で、技術的な工夫の余地が大きいものに適用することとし、工事技術的難易度Ⅲ以上を標準とする。</p> <p>また、標準的な評価項目数は2～3項目とする。</p> <p>注)工事技術的難易度がⅢの場合、評価項目数が1項目であれば標準型Ⅱ型、2項目以上であれば標準型Ⅰ型とする。</p> <p>なお、技術資料の作成期間は、一定期間(25～30日)以上とする。</p>
標準Ⅱ型	<p>高度技術提案型以外で、技術的な工夫の余地が大きいものに適用することとし、工事技術的難易度Ⅱ～Ⅲを標準とする。</p> <p>また、標準的な評価項目数は1～2項目とする。</p> <p>注)工事技術的難易度がⅢの場合、評価項目数が1項目であれば標準型Ⅱ型、2項目以上であれば標準型Ⅰ型とする。</p> <p>従前より、簡易型(従来方式)を適用していた工事で、工事特性により技術提案(具体的な施工計画)を求める方が得策であると判断できるものは適用可とする。</p> <p>なお、技術提案(具体的な施工計画)の作成作業が容易であり、作成期間は最短で10日以上で可能と判断できるものとする。</p>	<p>高度技術提案型以外で、技術的な工夫の余地が大きいものに適用することとし、工事技術的難易度Ⅱ～Ⅲを標準とする。</p> <p>また、標準的な評価項目数は1～2項目とする。</p> <p>注)工事技術的難易度がⅢの場合、評価項目数が1項目であれば標準型Ⅱ型、2項目以上であれば標準型Ⅰ型とする。</p> <p>従前より、簡易型(従来方式)を適用していた工事で、工事特性により技術提案(具体的な施工計画)を求める方が得策であると判断できるものは適用可とする。</p> <p>なお、技術提案(具体的な施工計画)の作成作業が容易であり、作成期間は最短で10日以上で可能と判断できるものとする。</p>
簡易型(従来方式)	上記以外の、技術的な工夫の余地が小さいものに適用することとし、工事技術的難易度Ⅱ以下を標準とする。	上記以外の、技術的な工夫の余地が小さいものに適用することとし、工事技術的難易度Ⅱ以下を標準とする。
簡易型(施工能力評価方式)	原則取り止め	原則取り止め

(2)評価方法

1)配点割合の統一

技術力を重視するとともに、分かりやすい評価基準とするため、各方式の配分割合を標準化します。

	技術提案 (簡易型:簡易な施工計画)	施工能力等	地域精進度 地域貢献度	合計
標準型(I型)	20~30点×2項目	20点		60~70点
標準型(II型)	20~30点×1項目	20~25点	5~10点	50~60点
簡易型(従来方式)	5~10点	15~25点	5~10点	30~40点
簡易型 (施工能力評価方式)	原則取り止め			

●施工能力等:

①企業の施工実績(1)~3)は必須)

- 1)工事成績
- 2)優良工事表彰
- 3)工事成績優秀企業表彰、安全管理優良請負者表彰、下請企業表彰
- 4)手持ち工事量(簡易型のみ設定)
- 5)同種工事の施工実績規模(3.0億円以下の簡易型でガイドラインにより数値設定がある場合)

②配置予定技術者の能力(1)~3)は必須)

- 1)工事成績
- 2)優秀建設技術者表彰、安全管理優良技術者表彰、
- 3)継続教育
- 4)同種工事の施工実績規模(3.0億円以下の簡易型でガイドラインにより数値設定がある場合)

③企業の技術力(標準型は必須)

- 1)有用な新技術の活用

④施工管理体制

- 1)舗装施工管理技術者(アスファルト舗装工事の場合)

●地域精進度・地域貢献度:(①~⑤は原則必須)

- ①本支店・営業所の所在地
- ②企業の近隣地域での施工実績
- ③災害活動の実績
- ④その他(任意選択)
- ⑤その他(任意選択)(加算点の合計により設定しない場合がある)
- ⑥地元企業活用促進型(適用する場合)
 - 1)地元企業一次下請の活用率
 - 2)地元資材の活用率)

2)指定テーマ数の統一

各方式における指定テーマ数を以下に示すとおり標準化します。

	技術提案テーマ(項目)数
標準型(I型)	2~3テーマ
標準型(II型)	1~2テーマ
簡易型(従来方式)	1テーマ

3) 企業・技術者の工事成績、表彰等の評価の統一

① 企業の工事成績

「中国地方整備局発注工事で、過去2年間に完成した当該工事種別の工事における評定点の年度毎の平均点の平均、過去2年間に実績がない場合は、過去5年間にさかのぼり、完成した当該種別工事の工事がある場合は直近年度の当該工事における評定点の平均」としておりましたが、平成22年度より、「過去4年間にさかのぼり」に変更します。

② 企業の表彰

変更ありません。

③ 配置予定技術者の工事成績

「平成8年度以降に完成した中国地方整備局発注工事で、従事役職が主任(監理)技術者又は現場代理人の評定点」としておりましたが、平成22年度より、「過去8年間に完成した」に変更します。

④ 配置予定技術者の表彰

「中国地方整備局発注工事における過去5年間に完成した工事に対する優秀建設技術者表彰又は安全管理優良技術者表彰の有無」としておりましたが、平成22年度より、「過去4年間に完成した」に変更します。

(3) オーバースペック防止のための評価方法

1) 技術提案数は最大5提案

最大5提案を原則とします。

◆最大提案数を5提案としたことにより、視点設定は以下の通りとします。

1) 視点設定を行う評価項目 …………… コンクリートの品質・耐久性の向上
視点毎評価を行う。

…… ○評価の加算点 = 加算点満点 / 5視点

…… △評価の加算点 = ○評価の加算点 × 1/2

2) 視点設定を行わない評価項目 ………… 上記以外

提案毎評価を行う。

…… ○評価の加算点 = 加算点満点 / 5提案

…… △評価の加算点 = ○評価の加算点 × 1/2

◆上記により、「違約金徴収」及び「工事成績評定の減点」の計算方法も変更します。

2) 該当事例のHPへの公表、入札説明書への記載

オーバースペック事例を中国地方整備局のHPへ掲載するとともに、入札説明書へも記載します。

【入札説明書 記載例】

・過度なコスト負担を要する技術提案と判断した場合は「より優位な評価はしない」又は「評価しない」場合がある。

・「オーバースペックな技術提案」に関する事項については、中国地方整備局のHP (http://www.cgr.mlit.go.jp/hinkaku/h22_4_6_over_spec.pdf)に掲載している。

・また、本工事においては「○○の変更」「▲▲の追加」(技術提案例記載)に関する技術提案を提出した場合「オーバースペックな技術提案」を判断し、「評価しない」場合がある。

(4)技術評価結果について競争参加者へ提供する情報量の充実

1)提案者に対する評価結果の通知(標準型Ⅰ型、Ⅱ型の工事)

技術提案の評価結果は、現在、「－:評価しない」又は「×:認めない」とした提案について、競争参加資格確認結果の通知に併せての参加者に通知しているところですが、平成 22 年度より加算点を付与する対象となる項目、加算点を付与する対象とならない項目を競争参加資格の確認の通知時に行う技術提案等の採否の通知と併せて、当該技術提案等を提出した入札参加者に対し、通知します。

2)評価結果等の問い合わせに対する窓口の設置(標準型Ⅰ型、Ⅱ型の工事)

・1)に伴い、提案企業からの疑問点等を問い合わせることの出来る専用の窓口を設置します。

中国地方整備局 企画部 技術開発調整官
営繕部 営繕品質管理官

(5)地元建設業の経営・技術力が十分発揮できる競争環境の確保

1)入札参加者数を拡大する実績要件の見直し、条件の緩和

・加算点において、参加資格要件における数値要件を加算点評価

「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドラインについて」(平成 17 年 9 月 30 日)により、競争参加資格要件として、同種工事の施工実績において数値基準を設定しているところであるが、入札参加者数の拡大を図ることから、平成 22 年度より、3.0 億円以下の工事の簡易型において、競争参加資格要件では数値基準を求めず、加算点において評価する方式を試行します。

2)地元建設業対策

地域精通度・地域貢献度として、「地域内における本支店、営業所の所在地の有無」「企業の近隣地域での施工実績」「災害活動の実績」「その他任意に2項目」を標準とし追加します。

ただし、地域要件において、「本店限定」とした場合は、「地域における本支店、営業所の所在地の有無」の評価項目は取り止め、別途設定します。

(6)その他

1)企業の技術力

談合再発防止対策として、技術提案に際して、形式的・形骸的な技術提案での参加を抑制し、受注意欲のあるものによる積極的な技術提案が可能となる環境を整えることを目的とし平成 18 年度より加算していましたが、平成 22 年度より、全国統一を図るため「有用な新技術の活用」のみとし、「総合評価方式の加算点の実績」については取り止めることとします。

2)企業の手持ち工事量の評価を追加(簡易型に適用)

企業の受注の偏りを防止することを目的として、簡易型の工事において、平成 22 年度より中国地方整備局発注工事における「手持ち工事量」についての評価項目を追加することとします。

中国地方整備局の工事における入札方式等の考え方

～ 平成 23 年度版(H23.4 版) ～

【目次】

1. 入札方式等の考え方	…… 7
2. 競争参加資格要件等の考え方	…… 9
(1) 一般競争入札(政府調達協定対象:6.9 億円以上)	…… 9
(2) 一般競争入札(政府調達協定対象以外:6.9 億円未満)	……13
(3) 工事種別における特例について	……18
(4) 競争参加資格要件に関する審査の取り扱いについて	……19
3. 総合評価方式について	……20
(1) 総合評価方式の型式選定、評価項目及び加算点の基本的な考え方	……20
(2) 施工体制確認型総合評価方式について	……25
(3) 技術資料(技術提案、施工計画及び技術的所見)の審査の考え方	……26
(4) 企業の施工実績、配置予定技術者の能力等の審査の考え方	……27
(5) 地元企業活用促進型について	……32
(6) オーバースペック(過剰な技術提案)の抑制対策	……32
(7) 落札者の決定	……33
(8) 履行確認及びペナルティ	……33
(9) ペナルティの考え方	……33
(10) 工事請負契約書等への取り扱い	……34
4. その他	……35
(1) 工事費内訳書について	……35
(2) 配置予定技術者の確認	……35
(3) 別に配置を求める技術者	……35
(4) ISOの適用について	……36
(5) 契約後VEの取り扱いについて	……36
(6) 低入札企業についての公正取引委員会への報告	……36
(7) 低入札価格調査について	……36

1. 入札方式等の考え方

- ・一般競争入札においては、「一般競争入札方式の拡大について」及び「入札保証金の取り扱いに関する試行について」の一部改正について(平成19年3月30日通達)及び「一般競争入札方式の拡大について(平成17年10月7日通達)」において、平成20年度中に予定価格0.6億円以上の工事までに拡大し、予定価格0.6億円未満の工事についても積極的に試行すること及び一般競争入札方式によらないときは工事希望型競争入札方式とすることとなっている。
- ・平成23年度は、中国地方整備局において下記の通り運用する。

(1) 一般土木工事

予定価格	6.9億円		3億円	0.6億円
ランク	—	A+B,B,B+C (6.9~3億円)	B+C,C,C+D (3~0.6億円)	C+D,D (0.6億円未満)
入札方式	一般競争 (政府調達協定対象)	一般競争		一般競争(試行)

(2) 建築工事(営繕部(土木営繕含む))

予定価格	6.9億円		3億円	0.6億円
ランク	—	A+B,B,B+C (6.9~3億円)	B+C,C,C+D (3~0.6億円)	C+D,D (0.6億円未満)
入札方式	一般競争 (政府調達協定対象)	一般競争		一般競争(試行)

(3)-1 アスファルト舗装工事(特殊舗装、通常舗装:性能規定)

予定価格	6.9億円		1.2億円	0.6億円
ランク	A(1.2億円以上)		B(1.2億円未満)	
入札方式	一般競争 (政府調達協定対象)	一般競争		一般競争(試行)

(3)-2 アスファルト舗装工事(通常舗装:仕様規定)

予定価格	6.9億円		1.2億円	0.6億円
ランク	A(1.2億円以上)		B(1.2億円未満)	
入札方式	一般競争 (政府調達協定対象)	一般競争		原則、一般競争(試行) 工事希望型競争

(4) 鋼橋上部工事

予定価格	6.9億円		0.6億円	0.5億円
ランク	A(0.5億円以上)			B(0.5億円未満)
入札方式	一般競争 (政府調達協定対象)	一般競争		一般競争(試行)

(5)プレストレスト・コンクリート工事

予定価格	6.9億円		0.6億円
ランク	なし		
入札方式	一般競争 (政府調達協定対象)	一般競争	一般競争(試行)

(6)造園工事

予定価格	6.9億円		0.6億円	0.25億円
ランク	A(0.25億円以上)			B(0.25億円未満)
入札方式	一般競争 (政府調達協定対象)	一般競争	原則、一般競争(試行) 工事希望型競争	

(7)電気設備工事(土木)

予定価格	6.9億円		2億円	0.6億円	0.5億円
ランク	—	A(7.9~2億円)	B(2~0.5億円)		C(0.5億円未満)
入札方式	一般競争 (政府調達協定対象)	一般競争	原則、一般競争(試行) 工事希望型競争		

(8)電気設備工事(営繕部(土木営繕含む))、暖冷房衛生設備工事(営繕部(土木営繕含む))

予定価格	6.9億円		2億円	0.6億円	0.5億円
ランク	—	A(7.9~2億円)	B(2~0.5億円)		C(0.5億円未満)
入札方式	一般競争 (政府調達協定対象)	一般競争	一般競争(試行)		

(9)通信設備工事(機器製作を主体とする工事に限る)、受変電設備工事

予定価格	6.9億円		0.6億円
ランク	なし		
入札方式	一般競争 (政府調達協定対象)	一般競争	一般競争(試行)

(10)機械設備(エレベーター設備)(営繕部(土木営繕含む))

予定価格	6.9億円		0.6億円
ランク	なし		
入札方式	一般競争 (政府調達協定対象)	一般競争	一般競争(試行)

(11)機械設備工事(水門関係)

予定価格	6.9億円	
ランク	なし	
入札方式	一般競争 (政府調達協定対象)	一般競争

(12)その他工事

予定価格	6.9億円		0.6億円
ランク	なし		
入札方式	一般競争 (政府調達協定対象)	一般競争	原則、一般競争(試行) 工事希望型競争

※ その他の工事:セメント・コンクリート舗装、法面処理、木造建築、機械設備、塗装、維持修繕、しゅんせつ、グラウト、杭打ち、さく井、プレハブ建築、通信設備(機器製作を主体とする工事を除く)

2. 競争参加資格要件等の考え方

一般競争入札方式(政府調達協定対象:6.9億円以上)、一般競争入札方式(6.9億円未満)の競争参加資格要件及び工事希望型競争入札方式の企業選定要件は、下記の通りである。

(1)一般競争入札(政府調達協定対象:6.9億円以上)

① 予決令第70条及び第71条

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 一般競争参加資格の認定

中国地方整備局(港湾空港関係を除く。)における「〇〇工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

一般競争入札(政府調達協定対象)に限り、次の要件を設定する。

一般土木、建築、電気設備及び暖冷房衛生設備の場合には経営事項評価点数を設定する。

一般土木及び建築については、1,200点以上を標準とする。

電気設備及び暖冷房衛生設備については、1,100点以上を標準とする。

ただし、一般土木及び建築においては、比較的工事規模が小さく技術的難易度が低い工事及び特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員について、建設業者の施工能力が確保でき、工事の質の低下を招くおそれがない場合、1,200点を1,150点又は1,100点に引き下げることができる。

③ 会社更生法・民事再生法

会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記②の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

④ 指名停止

競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。

⑤ 警察からの排除要請

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥ 企業の施工実績等

平成8年度以降に元請けとして完成・引き渡し完了した、同種工事の施工実績を有すること。

同種工事の施工規模については、「一般競争入札(土木関係)参加資格要件事例集(H17.9.30 国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン)」に基づいた取り扱いとする。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上の場合、協業組合及び企業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常建設共同企業体にあつては、難易度に係わらず全ての構成員が同種工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局(旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。)の発注した工事に係るものにあつては、工事成績評定通知書に記載されている評定点(以下「評定点」という。)が65点未満のものは実績として認めない。

【建築工事(営繕部(土木営繕含む))、電気設備工事(営繕部(土木営繕含む))、暖冷房衛生設備工事(営繕部(土木営繕含む))、機械設備工事(エレベーター設備)(営繕部(土木営繕含む))の場合は下記による。】

平成8年度以降に元請けとして完成・引き渡し完了した、同種工事の施工実績を有すること。

同種工事については、「(平成17年9月 国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン参考資料編(営繕関係))」に基づいた取り扱いとする。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上の場合のものに限る。

経常建設共同企業体にあつては、難易度に係わらず全ての構成員が同種工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部、地方整備局(旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。)、北海道開発局営繕部又は内閣府沖縄総合事務局開発建設部(営繕部門)の発注した工事に係るものにあつては、工事成績評定通知書に記載されている評定点(以下「評定点」という。)が65点未満のものは実績として認めない。

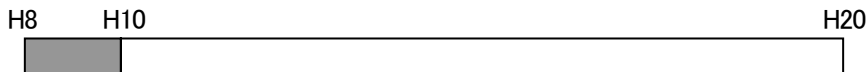
競争参加資格要件として必要な同種工事の実績要件の緩和

◆同種工事の実績要件の緩和

・「同種工事の施工実績」は、現行、過去10年の実績を標準的に採用しているが、実績づくりのために無理な低入札を行わなくてすむよう、最大で過去15年の実績まで対象を拡大する。

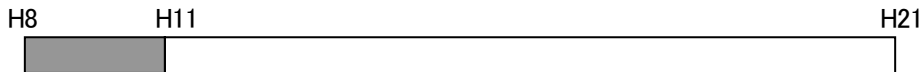
平成21年度

H8～H20の13年間を対象とする。



平成22年度

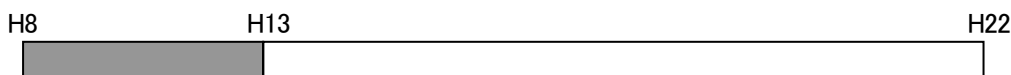
H8～H21の14年間を対象とする。



以後、平成23年度に最大で過去15年とする。

平成23年度

H8～H22の15年間を対象とする。



⑦ 配置予定技術者

次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

- 1) 入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、入札に参加できない。

- 2) 監理技術者においては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
(建設業法第26条第1項・第2項を参照。)

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・指定建設業(建設業法施行令第5条の2参照、7業種:土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業)の場合は、建設業法第15条第二号イ又はハに該当するもの。(指定建設業以外の業種については、建設業法第15条第二号ロを追加する。)
- ・また、主任技術者の場合には、次に示す資格を有する者でなければならない。

- ①一般土木(とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・レンガ・ブロック工事又は水道施設工事の各単体工事を除く)の場合

ア)「土木工事共通仕様書(中国地整版)第1編 第1章 追加 主任技術者又は監理技術者及び専門技術者 第2項」に示す資格を有する者。

イ) ア)以外の主任技術者の場合は、建設業法第7条第二号イ、ロ又はハに該当するものでもよい。
(建設業法施行規則第7条の三参照及び国土交通省告示1424号(平成17年12月16日)参照)

- ②上記一般土木工事以外の場合

ア)建設業法第7条第二号イ、ロ又はハに該当する者。(建設業法施行規則第7条の三及び国土交通省告示1424号(平成17年12月16日)参照)

ただし、当該工事種別(2.(1)②)に示す工事(以下、「当該工事種別」という。))がPC、維持修繕、法面処理、グラウト、通信設備工事の場合は、1級建設機械施工技士は対象外とする。

上記のアンダーラインの部分については、

- ・建築、木造建築、プレハブ建築工事にあつては、一級建築施工管理技士
- ・造園工事にあつては、一級造園施工管理技士
- ・電気設備、受変電設備工事にあつては、一級電気工事施工管理技士
- ・暖冷房衛生設備工事にあつては、一級管工事施工管理技士
- ・機械設備工事(エレベーター設備等)にあつては、技術士法による技術士(機械部門)またはこれと同等以上の資格を有する者と建設大臣が認定した者
- ・通信設備工事にあつては、技術士法による技術士【電気電子部門】又はこれと同等以上の資格を有するものと建設大臣が認定した者とする。

経常建設共同企業体にあつては、下記3)の施工実績を有している主任技術者又は監理技術者は上記資格を有すること。なお、その他構成員の主任技術者又は監理技術者については「建設業法第26条第1項、第2項」に示す資格を有すること。

- 3) 平成8年度以降に元請けとして完成・引き渡し完了した、同種工事の経験を有する者であること。

同種工事の施工規模については、会社の施工実績と同一のものとする。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上の場合、協業組合及び企業組合にあつては当該組合施工の場合に限る。

経常建設共同企業体にあつては、構成員の内の1社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局(旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。)の発注した工事に係る実績である場合にあつては、評定点が65点未満のものは実績として認めない。

【建築工事(営繕部(土木営繕含む))、電気設備工事(営繕部(土木営繕含む))、暖冷房衛生設備工事(営繕部(土木営繕含む))、機械設備工事(エレベーター設備)(営繕部(土木営繕含む))の場合には下記による。】

平成8年度以降に元請けとして完成・引き渡し完了した、同種工事の経験を有する者であること。

同種工事については、会社の施工実績と同一のものとする。ただし、特殊構造条件についてはこの限りではない。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上の場合のものに限る。

経常建設共同企業体にあつては、構成員の内の1社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部、地方整備局(旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。)、北海道開発局営繕部又は内閣府沖縄総合事務局開発建設部(営繕部門)の発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点が65点未満のものは実績として認めない。

4) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

5) その他

① 直接的かつ恒常的な雇用関係における出向者等の取り扱い

ア) 派遣や在籍出向者のように出向元の会社が給与を支払っている場合は、出向先において直接的な雇用関係を有していないため、その技術者の配置は認められない。(健康保険被保険者証の事業所名が出向元の会社名の場合であった場合。)

イ) ただし、「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は管理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(平成15年1月22日国総建第335号)により、出向元と出向先が「企業集団確認書」により、企業集団を確認できる場合等は、当該出向先の会社との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱う。

⑧ 施工計画

「〇〇〇〇」に係る施工計画が適正であること。

【標準型(Ⅰ型・Ⅱ型の場合)】

発注者が示した標準案に追記する場合、発注者が示した標準案の施工方法によらず、技術提案(具体的な施工計画)のみを提出する場合において、記載内容が不十分で、「〇〇〇〇」に係る施工計画が適正であることが判断できない場合は、競争参加資格がないものとする。

【簡易型(従来方式)の場合】

最低限求めた記載事項を適切に記載されていなかった場合、又は記載内容が上記事項の極一部に限られ技術力の有無が確認できない場合には、競争参加資格がないものとする。

⑨ 設計業務等の受託者との関連

本工事に係る設計業務等の受託者(受託者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。)、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

特別な関係のある建設業者とは、次の 1)から 3)に該当する者である。

- 1) 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者
- 2) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- 3) 建設業者の従業員等が本工事に係る実施設計に協力して入札の適正さが阻害されるなど、当該受託者との間において特別な提携関係があると認められる場合における建設業者

⑩ 入札参加者間の資本・人的関係等

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではない。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する複数者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ)親会社と子会社の関係にある場合

(ロ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する複数者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が

存続中の会社である場合は除く。

(イ)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ロ)一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 1)又は 2)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2)一般競争入札(政府調達協定対象以外:6.9億円未満)

- ・「一般競争入札方式の拡大に関する通達」の競争参加資格には、「中国地方整備局長が必要と認める事項」を定めることが可能となっている。
- ・このことから、⑥、⑦の建築一式工事での設備工事及び下請企業表彰を受けた企業・配置予定技術者関係、⑧の65点、⑩の※印の事項、⑬～⑯については、「中国地方整備局長が必要と認める事項」として中国地整独自に定める要件である。

競争参加資格条件

- | |
|---|
| ① 予決令第70条(一般競争に参加させることができない者)及び第71条(一般競争に参加させないことができる者)へ該当しない者 |
| ② 対象工事に対する等級区分 |
| ③ 会社更生法または民事再生法に基づく申立てがなされていない者 |
| ④ 指名停止を受けている期間中でないこと |
| ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。 |
| ⑥ 同種工事の施工実績(65点未満のものを除く。)を有する者(下請企業表彰を受けた企業で、下請企業表彰の対象となった工事において実施した内容が、当該工事において求める同種工事の施工実績と同じ場合を含む)
<u>電気設備工事(営繕部(土木営繕含む))、暖冷房衛生設備工事(営繕部(土木営繕含む))、機械設備工事(エレベーター設備等)(営繕部(土木営繕含む))においては、建築一式工事での設備工事は実績として認めない</u> |
| ⑦ 配置予定技術者の資格及び同種工事の施工経験(65点未満のものを除く。)を有する者(下請企業表彰の対象となった工事に監理技術者又は主任技術者で従事していた者で、下請企業表彰の対象となった工事において実施した内容が、当該工事において求める同種工事の施工実績と同じ場合を含む)
<u>電気設備工事(営繕部(土木営繕含む))、暖冷房衛生設備工事(営繕部(土木営繕含む))、機械設備工事(エレベーター設備等)(営繕部(土木営繕含む))においては、建築一式工事での設備工事は実績として認めない</u> |
| ⑧ 中国地方整備局が発注した工事で当該工事種別に属するもののうち、過去2年間に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上の者に限る |
| ⑨ 施工計画が適正であること |
| ⑩ 地域内に本店、支店又は営業所が存在すること
※経常JVは、全ての構成員が〇〇地方生活圏内に当該工事種別が施工できる建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所が存在すること |
| ⑪ 対象工事に係る設計業務等の受託者と建設業者が資本若しくは人事面で関連がないこと |
| ⑫ 入札に参加しようとする者の間に資本関係及び人的関係がないこと |
| ⑬ 建設業退職金共済制度、又はそれと同様の主旨の共済制度に加入していること |
| ⑭ <u>下請企業表彰を受けた企業においては、当該工事の他の競争参加者の下請として参入を予定していないこと</u>
受変電設備工事及び通信設備工事に係る機器の製作を主体とする工事においては、 |
| ⑮ 当該設備の製作にあたって設計管理、工程管理、検査・試験を自らが実施できる体制と能力を有すること。(汎用設備を除く) |
| ⑯ 当該設備の引き渡し後において、障害時の支援体制、補修部品の供給体制並びに発注者からの技術的内容についての問い合わせ等に対応できる体制を確保していること。 |

注:②、⑥～⑧、⑩、⑬～⑯の下線部は、一般競争入札方式(政府調達協定対象)に追加した要件である。

- ① 予決令第 70 条及び第 71 条
前述の、2. (1)①に同じ。
- ② 一般競争参加資格の認定
前述の、2. (1)②に、対象工事種別に対する等級区分を追加する。
- ③ 会社更生法・民事再生法
前述の、2. (1)③に同じ。
- ④ 指名停止
前述の、2. (1)④に同じ。
- ⑤ 警察からの排除要請
前述の、2. (1)⑤に同じ。
- ⑥ 企業の施工実績等
(1)前述の、2. (1)⑥に下線部を追加する。

平成 8 年度以降に元請けとして完成・引き渡し完了した、同種工事の施工実績を有すること。

または、下請企業表彰を受けた企業で、下請企業表彰の対象となった工事において実施した内容が、当該工事において求める同種工事の施工実績と同じであれば競争参加資格として認めるものとする。

同種工事の施工規模については、「一般競争入札（土木関係）参加資格要件事例集（H17.9.30 国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン）」に基づいた取り扱いとする。

なお、3.0 億円以下の工事で簡易型（従来方式）においては、上記ガイドラインで数値設定（「●●が●●m²以上の工事の施工実績」等）を行う設計規模でも競争参加資格では設定を行わず、加算点において数値評価を行うこととする。

(2)前述の、2. (1)⑥に次を追加する。

当該実績の発注機関が CORINS に登録を義務付けている場合は、CORINS に登録されていなければ、実績として認めない。なお、500 万円未満の工事、中国地整における平成 14 年 9 月 30 日以前に発注した請負金額が 2,500 万円未満の工事及び平成 9 年 3 月 31 日以前に発注した請負金額が 5,000 万円未満の工事等、発注者が登録を義務付けていない工事については登録を要しないが、この場合については、提出資料において CORINS に登録されていない理由を明記するとともに、実績を証明することのできる書類を提出すること。

【建築工事（営繕部（土木営繕含む））、電気設備工事（営繕部（土木営繕含む））、暖冷房衛生設備工事（営繕部（土木営繕含む））、機械設備工事（エレベーター設備）（営繕部（土木営繕含む））の場合は下記による。】

(1)前述の、2. (1)⑥に下線部を追加する。

平成 8 年度以降に元請けとして完成・引き渡し完了した、同種工事の施工実績を有すること。

または、下請企業表彰を受けた企業で、下請企業表彰の対象となった工事において実施した内容が、当該工事において求める同種工事の施工実績と同じであれば競争参加資格として認めるものとする。

同種工事の施工規模については、「一般競争入札（土木関係）参加資格要件事例集（H17.9.30 国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン）」に基づいた取り扱いとする。

なお、3.0 億円以下の工事で簡易型（従来方式）においては、上記ガイドラインで数値設定（「●●が●●

m2 以上の工事の施工実績」等)を行う設計規模でも競争参加資格では設定を行わず、加算点において数値評価を行うこととする。

前述の、2. (1)⑥に次を追加する。

当該実績の発注機関が CORINS に登録を義務付けている場合は、CORINS に登録されていなければ、実績として認めない。なお、500 万円未満の工事、中国地整における平成 14 年 9 月 30 日以前に発注した請負金額が 2,500 万円未満の工事及び平成 9 年 3 月 31 日以前に発注した請負金額が 5,000 万円未満の工事等、発注者が登録を義務付けていない工事については登録を要しないが、この場合については、提出資料において CORINS に登録されていない理由を明記するとともに、実績を証明することのできる書類を提出すること。

電気設備工事(営繕部(土木営繕含む))、暖冷房衛生設備工事(営繕部(土木営繕含む))、機械設備工事(エレベーター設備)(営繕部(土木営繕含む))においては、建築一式工事での設備工事は実績として認めない。

⑦ 配置予定技術者

前述の (1) ⑦3)に、下線部を追加する。

3) 平成 8 年度以降に元請けとして完成・引き渡し完了した、同種工事の経験を有する者であること。

または、下請企業表彰の対象となった工事において実施した内容が、当該工事において求める同種工事の施工実績と同じであり、かつその工事において監理技術者または主任技術者で従事していた者であれば競争参加資格として認めるものとする。

同種工事の施工規模については、会社の施工実績と同一のものとする。

ただし、3.0 億円以下の工事で簡易型(従来方式)においては、ガイドラインで数値設定(「●●が●●m2 以上の工事の施工実績」等)を行う設計規模でも競争参加資格では設定を行わず、加算点において数値評価を行うこととする。

前述の、2. (1)⑦に、次を追加する。

当該実績の発注機関が CORINS に登録を義務付けている場合は、CORINS に登録されていなければ、実績として認めない。なお、500 万円未満の工事、中国地整における平成 14 年 9 月 30 日以前に発注した請負金額が 2,500 万円未満の工事及び平成 9 年 3 月 31 日以前に発注した請負金額が 5,000 万円未満の工事等、発注者が登録を義務付けていない工事については登録を要しないが、この場合については、提出資料において CORINS に登録されていない理由を明記するとともに、実績を証明することのできる書類を提出すること。

建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条第 3 項に該当しない場合は、専任の義務は有しない(建設業法施行令第 27 条も参照のこと)。

なお、主任技術者の場合には、次に示す資格を有する者でなければならない。

①一般土木工事(とび・土エ・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事又は水道施設工事の各単体工事を除く。)の場合

ア)「土木工事共通仕様書(中国地整版)第 1 編 第 1 章 追加 主任技術者又は監理技術者及び専門技術者第 2 項」に示す資格を有する者。

下表は、一般土木工事(とび・土エ・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事又は水道施設工事の各単体工事を除く。)の場合。

契約予定金額	主任技術者
1億6000万円以上	次のイ又はロに掲げる者 イ 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工管理又は1級の土木施工管理とするものに合格した者。

	<p>ロ 技術士法による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(農業土木)、林業部門(森林土木)、水産部門(水産土木)とするものに合格した者。</p>
<p>4,500万円以上 1億6,000万円未満</p>	<p>次のイ又はロに掲げる者</p> <p>イ 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級若しくは2級の建設機械施工又は1級若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」に限る。)とするものに合格した者</p> <p>ロ 上欄ロに掲げる者</p>

イ) ア)以外の主任技術者の場合は、建設業法第7条第二号イ、ロ又はハに該当するものでもよい。(建設業法施行規則第7条の三参照及び国土交通省告示1424号(平成17年12月16日)参照)

②上記一般土木工事以外の場合

ア)「建設業法第7条第2号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。

(建設業法施行規則第7条の三及び国土交通省告示1424号(平成17年12月16日)参照)

【建築工事(営繕部(土木営繕含む))、電気設備工事(営繕部(土木営繕含む))、暖冷房衛生設備工事(営繕部(土木営繕含む))、機械設備工事(エレベーター設備)(営繕部(土木営繕含む))の場合は下記による。】

前述の(1)⑦3)に、下線部を追加する。

平成8年度以降に元請けとして完成・引き渡し完了した、同種工事の経験を有する者であること。

または、下請企業表彰の対象となった工事において実施した内容が、当該工事において求める同種工事の施工実績と同じであり、その工事において監理技術者または主任技術者で従事していた者であれば競争参加資格として認めるものとする。

同種工事については、会社の施工実績と同一のものとする。ただし、特殊構造条件についてはこの限りではない。

ただし、3.0億円以下の工事で簡易型(従来方式)においては、上記ガイドラインで数値設定(「●●が●●m²以上の工事の施工実績」等)を行う設計規模でも競争参加資格では設定を行わず、加算点において数値評価を行うこととする。ただし、工事の内容により、技術的に数値設定の設定が必要な場合はこの限りでない。

前述の、2.(1)⑦に、次を追加する。

当該実績の発注機関がCORINSに登録を義務付けている場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。なお、500万円未満の工事、中国地整における平成14年9月30日以前に発注した請負金額が2,500万円未満の工事及び平成9年3月31日以前に発注した請負金額が5,000万円未満の工事等、発注者が登録を義務付けていない工事については登録を要しないが、この場合について、提出資料においてCORINSに登録されていない理由を明記するとともに実績を証明することのできる書類を提出すること。

建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項に該当しない場合は、専任の義務は有しない(建設業法施行令第27条も参照のこと。)

なお、主任技術者の場合には、次に示す資格を有する者でもよい。

「建設業法第7条第2号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。(建設業法施行規則第7条の三及び国土交通省告示1424号(平成17年12月16日)参照)

電気設備工事(営繕部(土木営繕含む))、暖冷房衛生設備工事(営繕部(土木営繕含む))、機械設備工事(エレベーター設備)(営繕部(土木営繕含む))においては、建築一式工事での設備工事は実績として認めない。

⑧ 工事成績の平均65点以上

中国地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事で過去2年間(平成 20・21 年度)に完成した当該工事種別の工事がある場合は、当該工事における評定点の年度毎の平均点の平均(実績が1年度の場合は、当該年度の平均点)が65点以上であること。

経常建設共同企業体にあつては、当該経常建設共同企業体として中国地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事で過去2年間(平成 20・21 年度)に完成した当該工事種別の工事がある場合は、当該工事における評定点の年度毎の平均点の平均(実績が1年度の場合は、当該年度の平均点)が65点以上であること。

過去2年間に当該工事種別の工事が無い場合は、参加資格を認める。

⑨ 施工計画

前述の、2. (1)⑧に同じ。

⑩ 地域設定

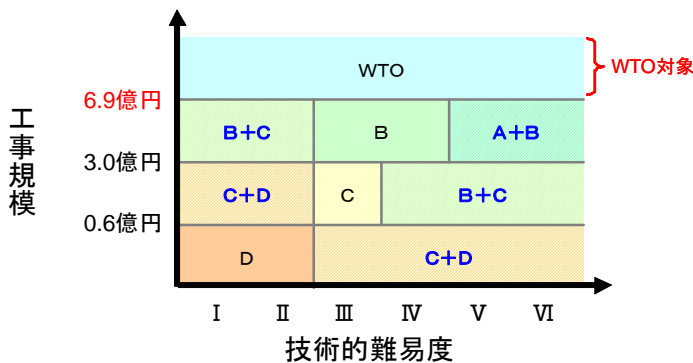
〇〇地方生活圏内(県内であれば〇〇県内)に当該工事種別が施工できる建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。

経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が〇〇地方生活圏内(県内であれば〇〇県内)に当該工事種別が施工できる建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。

なお、3.0 億円未満の工事において、地域への精通性を考慮することが工事の円滑な施工につながる場合については、地域要件を本店限定にすることが出来る。

7) 地域設定の標準的な考え方

一般土木、建築 (営繕部 (土木営繕含む))



● C+D工事 (予定価格が0.6 億円以上～3.0 億円未満)

・技術的難易度IIの工事の競争参加資格要件は、中国地方整備局(港湾空港関係を除く)の平成 23・24 年度に一般競争(指名競争)入札参加資格業者のうち「一般土木工事」「建築工事」の「C等級」に認定されている者、又は「D等級」に認定されている者で技術評価点数が5点以上である者とする。

⑪ 設計業務等の受託者との関連

前述の、2. (1)⑨に同じ。

⑫ 入札参加者間の資本・人的関係等

前述の、2. (1)⑩に同じ。

⑬ 建設業退職金共済制度等の加入

会社として、建設業退職金共済制度又は建設業退職金共済制度の主旨と同じ別個の共済制度に加入していること。

⑭ 下請企業表彰を受けた企業においては、当該工事の他の競争参加者の下請として参入を予定していないこと。

⑮ 機器の製作・設置に関する体制及び能力

【受変電設備工事及び通信設備工事に係る機器の製作を主体とする工事に追加する。】(汎用設備を除く)
当該設備の製作にあたって設計管理、工程管理、検査・試験を自らが実施できる体制と能力を有すること。

⑯ 機器の引き渡し後の障害等の支援体制及び補修部分の供給体制

【受変電設備工事及び通信設備工事に係る機器の製作を主体とする工事に追加する。】
当該設備の引き渡し後において、障害時の支援体制、補修部品の供給体制並びに発注者からの技術的内容についての問い合わせ等に対応できる体制を確保していること。

(3) 工事種別における特例について

① アスファルト舗装

性能規定で発注することを原則とする。

下記は、性能規定で発注する舗装工事の入札方式及び参加資格要件について適用する。

ア) 入札方式

0.6 億円未満であっても性能規定発注で行う舗装工事は、予定価格に係わらず一般競争入札方式とする。

イ) 特殊舗装(排水性舗装等)及び通常舗装工事の配置予定技術者に係る競争参加資格要件

・As 舗装工事において、舗装品質確保の観点から競争参加資格として「土木施工管理技術者等の国家資格」及び「舗装施工管理技術者資格((財)道路保全技術センター)」の二つの参加資格要件を課していたところである。舗装施工管理技術者の資格は、舗装工事に携わる技術者の技術水準及び能力を適切に評価することによって、より水準の高い安定した舗装工事の施工を図ることを目的とした資格であり、平成13年度に大臣認定を受けたが、平成14年3月の閣議決定で、大臣認定制度は一律に廃止され、舗装施工管理技術者試験制度については、民間資格に移行されたこと及び受注機会の拡大を図ることから、平成21年度から当該技術者資格を競争参加資格要件から外すものとする。

・ 工事経験は、会社に求める同種工事の施工実績と同じとする。

(理 由)

ともに、従来の舗装工事に比べ、より高度な技術力、専門知識及び工事経験等を必要とするため。

特殊舗装とは、排水性舗装、グースアスファルト舗装、大粒径アスファルト舗装、明色舗装、すべり止め舗装、凍結抑制舗装、透水性舗装、半たわみ性舗装、砕石マスタック舗装等をいう。

② 鋼橋上部等工場製作を伴う工事

主任技術者又は監理技術者の専任配置について、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合であって、工場製作のみが行われている期間に配置する技術者は、必ずしも専任を要しない。また、工場製作と現場での架設作業に配置する技術者は同一でなくてよい。

現場での架設作業に配置する技術者は、同種工事の現場(架設)経験を有する者であること。

また、配置予定技術者について、工場製作と現場での作業の配置予定技術者が異なる場合は、現場の配置予定技術者のみ記入すればよい。工場製作時の配置予定技術者を提出する必要はない。

③ 電気通信機器の工場製作を伴う工事

主任技術者又は監理技術者の専任配置について、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合であって、工場製作のみが行われている期間に配置する技術者は、必ずしも専任を要しない。また、工場製作と現場での架設作業に配置する技術者は同一でなくてよい。

現場での設置作業に配置する技術者は、同種工事の現場(設置)経験を有する者であること。

また、配置予定技術者について、工場製作と現場での作業の配置予定技術者が異なる場合は、現場の配置予定技術者のみ記入すればよい。工場製作時の配置予定技術者を提出する必要はない。

(4) 競争参加資格要件に関する審査の取り扱いについて

申請書の提出にあたり、下記添付資料は提出を義務付けていることから、これらの資料が未提出の場合は「競争参加資格無し」となる場合がありますのでご注意ください。(入札説明書等に「競争参加資格確認申請書提出時のチェックリスト」がありますので、これらの添付資料が未提出とならないよう十分に確認をお願いします。)

- ・同種工事である施工実績を確認できる書面(契約書の写し等)・・・企業の同種工事の施工実績
→CORINSに登録されていない場合及びCORINSで同種工事又は従事役職が確認できない場合等は必須提出。

< 営繕関係(土木営繕含む)の場合 >

- CORINSに登録されていても技術資料提出前に登録内容及び施工実績が証明できることを必ず確認し、工事実績カルテ一式の写しを合わせて提出すること。(必須提出)

- ・工事成績評定通知書の写し・・・企業の同種工事の施工実績

→当該工事経験が大臣官房官庁営繕部発注の工事又は地方整備局発注の工事の場合は必須。

- ・同種工事である施工実績を確認できる書面(契約書の写し、最終の工程表等)

・・・配置予定技術者の同種工事の実績

→CORINSに登録されていない場合及びCORINSで同種工事又は従事役職が確認できない場合等は必須提出。ただし、会社の施工実績と同じ場合は不要であるが、従事役職が確認できる資料については必要。また、同種工事の経験として記載した工事の工期に対して従事期間が短い場合は、同種工事の経験を満たしていることが確認できる資料(最終の工程表等)が必要。

< 営繕関係(土木営繕含む)の場合 >

→CORINSに登録されていても技術資料提出前に登録内容及び施工実績が証明できることを必ず確認し、工事実績カルテ一式の写しを合わせて提出すること。(必須提出)ただし、会社の施工実績と同じ場合は不要であるが、従事役職が確認できる資料については必要。また、同種工事の経験として記載した工事の工期に対して従事期間が短い場合は、同種工事の経験を満たしていることが確認できる資料(最終の工程表等)が必要。

- ・工事成績評定通知書の写し・・・配置予定技術者の同種工事の施工実績

→当該工事経験が大臣官房官庁営繕部発注の工事又は地方整備局発注の工事の場合は必須。

ただし、会社の施工実績と同じ場合は不要。

- ・配置予定技術者の資格を証明する書面の写し

→監理技術者以外の場合は、確認できる資料を必須提出。

→申請時に資格登録手続き中の場合、開札までに資格証明書の交付を受けておくこと。

- ・監理技術者資格者証の写し

→配置予定技術者が監理技術者の場合は、必須提出。

- ・監理技術者講習修了証又は指定講習に係る修了証

→平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証交付を受けた者は、必須提出。

- ・直接的かつ恒常的(3箇月以上)な雇用関係が確認できる資料(健康保険被保険者証等の写し)

→主任技術者の場合又は監理技術者証で確認できなければ必須提出。

- ・申請時に他工事に従事している場合で、現在従事している工事発注者の承認が必要な場合承認を得た書面

→承認が必要な場合は、必須提出。

- ・共済制度への加入が確認できる共済契約証書等の写し

→必須提出

3. 総合評価方式について

- ・平成23年度の総合評価方式は、「平成23年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行(平成23年4月27日付通達)」において、原則全ての工事において実施することとなっている。
- ・中国地方整備局において平成22年度に引き続き平成23年度の総合評価方式は、原則、全工事を実施する。
- ・なお、施工体制確認型総合評価方式については、原則1,000万円以上の全ての工事を対象とする。ただし、維持修繕工事など予定価格が1億円未満の工事において、工事内容等を考慮し、施工体制確認型を適用し難しい場合は、試行対象としない場合がある。

(1) 総合評価方式の型式選定、評価項目及び加算点の基本的な考え方

1) 型式選定の考え方

- ① 高度技術提案型: 「高度技術提案型総合評価方式の手続きについて(H18年4月)」に基づき適用。
- ② 標準型(Ⅰ型): 高度技術提案型以外で、技術的な工夫の余地が大きいものに適用することとし、工事技術的難易度Ⅲ以上を標準とする。また、標準的な評価項目数は2～3項目とする。
なお、技術資料の作成期間は、一定期間(25～30日)以上とする。
標準型(Ⅱ型): 高度技術提案型以外で、技術的な工夫の余地が大きいものに適用することとし、工事技術的難易度Ⅱ～Ⅲを標準とする。また、評価項目数は1～2項目とする。従来より、簡易型(従来方式)を適用していた工事で、工事特性により技術提案(具体的な施工計画)を求めの方が得策であると判断できるものは適用可とする。
なお、技術提案(具体的な施工計画)の作成作業が容易であり、作成期間は最短で10日以上で可能と判断できるものとする。
- ③ 簡易型(従来方式): 上記以外の、技術的な工夫の余地が小さいものに適用することとし、工事技術的難易度Ⅱ以下を標準とする。また、評価項目数は1項目とする。なお、技術資料等の作成期間は、最短で10日以上とする。

2) 型式別の評価項目

① 高度技術提案型

ア) 評価項目

下記の②に同じ。

② 標準型(Ⅰ型)

ア) 評価項目の設定

・「技術提案」: 「具体的な施工計画(総合的なコストの縮減、工事目的物の性能・機能の向上(定性的・定量的な評価)、社会的要請への対応(環境の維持等))」

・「施工能力等」: 「企業の施工実績(工事成績、優良工事表彰、工事成績優秀企業表彰、安全管理優良請負者表彰、下請企業表彰)※」「配置予定技術者の能力(工事成績、優秀建設技術者表彰、安全管理優良技術者表彰、継続教育)※」「企業の技術力(有用な新技術の活用)※」「地域精通度・地域貢献度(本支店・営業所の所在地、企業の近隣地域での施工実績、災害活動の実績、その他(任意選択))※」

以上を必須の評価項目とする。(※印は政府調達協定対象の場合は設定しない。)

イ) 「技術提案」と「技術提案に係る具体的な施工計画」の一体評価

従来は「技術提案」と「技術提案に係る具体的な施工計画」と分けて求めていたが、施工計画が適切であつてこそ、技術提案が認められるものであり、評価業務の簡素化も併せて、「技術提案(具体的な施工計画)」として、「技術提案」と「具体的な施工計画」は一体で評価する。

以上から、技術提案事項が適切でも施工計画に不備がある場合には、評価を下げる又は技術提案(具体的な施工計画)を認めないものとする。(以下、標準型Ⅱ型も同じ)

③ 標準型(Ⅱ型)

ア) 評価項目の設定

・「技術提案」: 技術提案(具体的な施工計画)

〔総合的なコストの縮減、工事目的物の性能・機能の向上(定性的・定量的な評価)、社会的要請への対応(環境の維持等)〕

- ・「施工能力等」:「企業の施工実績(工事成績、優良工事表彰、工事成績優秀企業表彰、安全管理優良請負者表彰、下請企業表彰)※」「配置予定技術者の能力(工事成績、優秀建設技術者表彰、安全管理優良技術者表彰、継続教育)※」「企業の技術力(有用な新技術の活用)※」
- ・「地域精通度・地域貢献度」:「本支店・営業所の所在地、企業の近隣地域での施工実績、災害活動の実績、その他(任意選択)※」

以上を必須の評価項目とすることとする。(※印は政府調達協定対象の場合は設定しない。)

- ・「技術提案(具体的な施工計画)」「技術提案」と「具体的な施工計画」の一体評価の取扱いは、標準型(I型)と同様である。

④ 簡易型(従来方式)

ア) 評価項目

- ・「簡易な施工計画」:「簡易な施工計画(技術的所見)」
- ・「施工能力等」:「企業の施工実績(工事成績、優良工事表彰、工事成績優秀企業表彰、安全管理優良請負者表彰、下請企業表彰)、同種工事の施工実績規模(3.0億円以下の工事において、品質確保促進ガイドライン(H17, 9, 30(3課長通達)で数値設定(「●●が●●m²以上の工事の施工実績」等)を行う設計規模の場合に数値評価として設定、手持ち工事量。」「配置予定技術者の能力(工事成績、優秀建設技術者表彰、安全管理優良技術者表彰、継続教育)」
- ・地域精通度・地域貢献度:「本支店・営業所の所在地、企業の近隣地域での施工実績、災害活動の実績、その他(任意選択)を2項目)※」

以上を必須の評価項目とする。

3) 型式別の加算点設定

	技術提案 (簡易型: 簡易な施工計画)	施工能力等	地域精通度 地域貢献度	加算点合計 ①	標準点 ②	施工体制評価点 ③	評価点合計 (①+②+③)
標準型(I型)	20~30点×2項目	20点		60~70点	100点	30点	190~200点
標準型(II型)	20~30点×1項目	20~25点	5~10点	50~60点			180~190点
簡易型(従来方式)	5~10点	15~25点	5~10点	30~40点			160~170点
簡易型 (施工能力評価方式)	原則取り止め						

●高度技術提案型については、加算点合計は70点までとする。(施工体制確認型)

●施工体制確認型でない場合の加算点合計については下記のとおりとする。

高度技術提案型:50点まで

標準型(I型):50点まで

標準型(II型):50点まで

簡易型(従来方式):30点まで

4) 指定テーマ数の統一

◇各方式における指定テーマ数を以下に示すとおり標準化する。

	技術提案テーマ(項目)数
標準型(I型)	2~3テーマ
標準型(II型)	1~2テーマ
簡易型(従来方式)	1テーマ

【配点例】

【一般土木等】

		評価項目	標準型(I型)		標準型(II型)		簡易型(従来方式)	
			評価項目数	2項目	3項目	1項目	2項目	1項目
加算点	技術提案等	技術提案(具体的な施工計画)	20点×2	15点×2	25点	15点×2	10点《5点》	
		企業の施工実績	当該工種の工事成績	4点(3点)		6点		6点
	ゴールドカード		1点		1点		1点	
	優良工事施工団体表彰 安全管理優良請負者表彰 下請企業表彰		2点		3点		3点	
	下請企業表彰		1点		1点		1点	
	手持ち工事量 (同種工事の施工実績規模)		—		—		1点 (2点)	
	配置予定技術者の能力		[ヒアリング] 任意項目	[3点]		[3点]		[3点]
			同種工事の工事成績	3点(2点)		4点		4点
			優秀建設技術者表彰 安全管理優良技術者表彰	2点(1点)		3点		2点
			継続教育(CPD)	1点		1点		1点
			(同種工事の施工実績規模)	—		—		(2点)
	企業の技術力	有用な新技術の活用	1点	1点	1点	1点	—	
	[施工管理体制]	[舗装施工管理技術者]	[1点]	[1点]	[1点]	[1点]	[1点]	
	地域精通度 地域貢献度	地域内における本支店、営業所の所在地の有無	1点	1点	1点	1点	1点	
		企業の近隣地域での施工実績	1点	1点	1点	1点	1点	
		災害活動の実績	1点	1点	1点	1点	1点	
		その他(任意選択)	1点	1点	1点	1点	1点	
		その他(任意選択)	1点	1点	1点	1点	1点	
不正又は不誠実な行為等による減点			取得した加算点の-10%又は-5%を減点		取得した加算点の-10%又は-5%を減点		取得した加算点の-10%又は-5%を減点	
施工体制評価点(品質、施工体制の確保)			30点		30点		30点	
合計			90.0点	95.0点	80.0点	85.0点	64.0点	

- ・標準型(I型)の()書きについては、地元企業活用促進型を採用した場合の加算点。
- ・簡易型(従来方式)で3.0億円以下の工事において、ガイドラインにより施工実績規模を数値設定する場合、競争参加資格では数値設定をせず、加算点において数値評価を行うものとする。
- ・《》書きは、「同種工事の施工実績規模」と「地元企業活用促進型」を併用する場合の配点。
- ・[]書きは、配置予定技術者の能力の「任意項目:ヒアリング(3点)」を実施する場合であり、配点変更する必要有り。
- ・[]書きの施工管理体制はアスファルト舗装工事の場合に適用。
- ・地元企業活用促進型は「地元一次下請活用率」「元請(又は一次下請)の地元資材活用率」を加算点として加え、それぞれ3点、2点を満点とする。

[営繕部(土木営繕含む)]

評価項目		標準型(I 型)		簡易型(従来方式)	簡易型(施工能力評価方式)	
加算点	技術提案等	評価項目数	1項目	2項目	1項目	—
		技術提案(具体的な施工計画)	30点	20点×2	—	—
		技術的所見	—		20点	—
	企業の施工実績	施工実績	3点		3点	4点
		当該工事種別の工事成績の評定点の平均	3点		3点	4点
		優良工事施工団体表彰 安全管理優良請負者表彰	4点		4点	4点
	配置予定技術者の能力	ヒアリング 任意項目	(3点)		(3点)	(3点)
		施工実績	2点		2点	4点
		同種工事の工事成績	4点		4点	6点
		優秀建設技術者表彰 安全管理優良技術者表彰	1点		1点	—
		従事役職の経験	—		—	2点
		継続教育(CPD)	1点		1点	—
	企業の技術力	総合評価の過去の加算点	5.1点	6.1点	4.1点	2.7点
	不正又は不誠実な行為等による減点		取得した加算点の10%又は5%を減点		取得した加算点の10%又は5%を減点	取得した加算点の10%又は5%を減点
施工体制評価点(品質、施工体制の確保)		30点		30点	30点	
合計		86.1点	97.1点	75.1点	59.7点	

5) 型式別の評価項目及び加算点の評価基準

①標準型(Ⅰ型・Ⅱ型)

・技術提案(具体的な施工計画)の評価基準

標準型における技術提案(具体的な施工計画)の評価基準

評価の視点	評価項目	評価内容	評価基準	加算点
技術提案 (具体的な 施工計画)	総合的なコスト削減に関する技術提案 (具体的な施工計画)	総合的なコストの削減に関する技術提案内容 ・ライフサイクルコスト ・その他(補償費等) 及びこの技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画の適切性 ・与条件との整合性 ・施工方法の適切性 ・技術的裏付け 等	ライフサイクルコスト及びその他コストに関する技術提案内容について ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価(提案毎評価等) ・コストとしての評価 ライフサイクルコストに関する具体的な評価項目例 ・構造物の維持管理費 ・非常用自家発電機器の燃料消費率 ・変圧器の変換損失値 等 その他コストに関する具体的な評価項目例 ・補償費の生じる期間の短縮日数 ・補償費の支出額 等	計算式 or 視点毎評価 or 提案毎評価
	工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案 (具体的な施工計画)	工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案内容 及びこの技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画の適切性 ・与条件との整合性 ・施工方法の適切性 ・技術的裏付け 等	工事目的物の性能、機能に関する技術提案内容について ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価(視点毎評価又は提案毎評価等) (性能、機能に関する具体的な評価項目例) ・舗装構造提案による走行騒音値 ・ポンプ排水量 等 ・建築物の耐熱性能 等	
	社会的要請への対応に関する技術提案 (具体的な施工計画)	社会的要請への対応に関する技術提案内容 ・環境の維持 ・交通の確保 ・特別な安全対策 ・省資源対策 ・リサイクル対策 及びこの技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画の適切性 ・与条件との整合性 ・施工方法の適切性 ・技術的裏付け 等	社会的要請への対応に関する技術提案内容について ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価(提案毎評価等) (環境の維持に関する具体的な評価項目例) ・工場排水のSS値 ・施工騒音の低減値 ・施工ヤードの裸地面積 等 (交通の確保に関する具体的な評価項目例) ・交通規制(通行止め、車線規制等)の短縮日数 等 (特別な安全対策に関する具体的な評価項目例) ・歩行者用通路幅 等 (省資源化対策又はリサイクル対策に関する具体的な評価項目例) ・間伐材、伐採除根材等のリサイクル率 ・分別解体、現場内集積の対象項目、重量 等	

②簡易型(従来方式)

・技術的所見(簡易な施工計画)の評価基準

評価の視点	評価項目	技術的所見を求める視点	評価基準
簡易な 施工計画	工程管理に係わる 技術的事項	施工計画の実施手順の妥当性	施工計画の実施手順が工事の特性・施工条件(現場条件)等を踏まえて適切か
		工期設定の適切性	各工種の工期設定が工事の特性・施工条件(現場条件)等を踏まえて適切か
	材料の品質管理に係わる 技術的事項	コンクリート、鋼材溶接部等の品質の確認方法、管理方法の適切性	品質の確認方法、管理方法が工事の特性・施工条件(現場条件)等を踏まえて適切か
	受注者が抽出する 施工上配慮すべき 事項	抽出した事項の的確性	工事の特性・施工条件(現場条件)等を踏まえて、工事における課題等の抽出事項を的確に選定しているか
		施工の確実性	施工及び品質確保の確実性が確認できるか
		施工上の工夫等	現場条件を踏まえた施工及び品質確保に関する創意工夫等がみられるか
	発注者が指定する 施工上の課題に関 する事項	与条件との整合性	施工条件(現場条件等)を適切に反映させているか
		施工の確実性	施工及び品質確保の確実性が確認できるか
		施工上の工夫等	現場条件を踏まえた施工及び品質確保に関する創意工夫等がみられるか

(2) 施工体制確認型総合評価方式について

1) 適用工事について

・平成 23 年度は、すべての工事に適用する。
ただし、工事内容等を考慮し、施工体制確認型を適用し難しい場合は試行対象としないことができる。
・原則、応札額が低入札価格調査基準価格以上においても、低入札価格調査基準価格の算定に使用する4つの費用項目(直接工事費 95%・共通仮設費 90%・現場管理費 80%・一般管理費 30%)のうち1項目以上が下回った場合、必要に応じ追加資料を求め、厳格な調査を実施する。(4 項目とも下回らない場合、調査は行わない。)

2) 配点の考え方

- ①標準点: 100点
- ②施工体制評価点: 30点 → 施工体制確保の確実性: 15点, 品質確保の実効性: 15点
- ③加算点: 標準型約50点~70点、簡易型約30点~40点

3) 施工体制評価点の審査の視点

①施工体制評価点の内容

・品質確保の実効性

工事の品質確保のための適切な施工体制がどの程度確保され、入札説明書に記載された要求要件をどの程度確実に実現できるか。(優/良/可で評価し、それぞれ 15 点/5 点/0 点を与える。)

・施工体制確保の確実性

工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料等がどの程度確保されているかなどにより適切な施工体制がどの程度確保され、入札説明書に記載された要求要件をどの程度確実に実現できるか。(優/良/可で評価し、それぞれ 15 点/5 点/0 点を与える。)

②応札額が調査基準価格以上における厳格な調査の実施方針

- ・調査基準価格以上における厳格な調査の実施方針は、必要に応じて、現行で実施している調査基準価格未満の応札者に対して行う施工体制確認の調査と同様の調査を行うものとし、追加資料の提出を求め、ヒアリングを実施することとする。
- ・調査内容に疑義がある場合は、施工体制評価点について 30 点満点から減点を行う。
- ・なお、申請しようとしている工事が、厳格な調査を適用しているかどうかは、申請される工事の公告文及び入札説明書で記載内容について必ず確認して下さい。

③応札額が調査基準価格を下回った場合の調査の実施方針

従来どおり、調査基準価格未満の応札を行った全社に対し、追加資料の提出を求め、ヒアリングを行い、施工体制確認の為の調査を行うこととし、施工体制が構築されると認める場合に限り、施工体制評価点を加算する。(従来どおり、入札説明書へ記載しています。)

4) 評価項目の加算点配点例

評価項目及び加算点の配点の標準例を下表に示している。申請される工事の公告文及び入札説明書で配点を必ず確認して下さい。

5) 技術提案(具体的な施工計画)の実施に係る確実性の評価

技術提案(具体的な施工計画)の内容と施工体制の審査結果は、当該提案が確実に実現できる程度に関連することから、技術提案(具体的な施工計画)に与える加算点は、本文で評価した加算点(施工体制評価を優と仮定した評価結果)に施工体制評価点の割合を乗じ、小数点第2位以下を切り捨てた数値とする。

(入札説明書に明記している。)

●標準型(I型・II型)の例

- ・「技術提案(具体的な施工計画)」の加算点
 ……20点(施工体制評価と関連する項目に限る。)
- ・「品質確保の実効性」の評価点…5点
- ・「施工体制確保の確実性」の評価点…5点 の場合、20点に「30分の10」を乗じる。
 → 「技術提案(具体的な施工計画)」の確実性を考慮した加算点は、6.6点とする。

(3) 技術資料(技術提案(具体的な施工計画)及び技術的所見)の審査の考え方

1) 標準型(Ⅰ型・Ⅱ型)・高度技術提案型

①競争参加資格に係る施工計画の審査の考え方(発注者側が示す標準案に準じて実施する場合)「不良不的確業者の排除」を目的とした競争参加資格審査時の技術的所見(標準案)の施工計画の審査については、一般競争の拡大及び総合評価方式の適用拡大により定型化しており、概ね入札参加企業からの提出された施工計画は、発注者側が示す「標準案」と同じで適正である。

よって、この審査に対する労力を軽減するため、下記の扱いとする。

技術的所見(標準案)の施工計画の審査を下記のとおり簡素化し、企業の資料作成及び発注者側の審査の負担を軽減する。

発注者側の「標準案」を明記し、その「標準案」での施工を選択した参加企業は施工計画を適正に行うとして、資料提出を省略する。なお、この「標準案」に追記を申し出た企業及びこの「標準案」によらず、「技術提案」のみで施工することを選択した企業は、従来どおり審査を行い、適正でない場合は、競争参加資格がない者とする。

②競争参加資格に係る施工計画の審査の考え方(発注者が示す標準案を一部変更(追記)して実施する場合又は技術提案のみ提出の場合)

- a)標準案のみ提出された場合 → 標準案の施工計画を審査する
- b)技術提案のみ提出された場合 → 技術提案の施工計画を審査する
- c)標準案、技術提案の両方を提出された場合 → 標準案の施工計画を審査する

※b)の場合について、技術提案の施工計画に記載された事項が不足、不備等により、要求要件を満たしていないと判断した場合(例えば、技術提案に特化した事項のみの記載、つまり、最低限の記載を求めた施工計画が無い場合)は、参加資格なしとする。

	標準案	技術提案
位置付け	①入札説明書の設計図面及び仕様等に示された内容のもの。 ②土木工事共通仕様書等、公共建築工事標準仕様書等に示された施工方法に従ったもの。 ③提出の義務はない。	①標準案と一部又はすべて異なる施工方法で施工する場合のもの。
審査の考え方	①要求要件を満たすかどうかの施工計画に対する審査は、「標準案の施工計画」が現地の状況(地形、地質、環境及び地域特性等)を踏まえた適切な内容であるか(本工事を施工する技術力を有しているか)の観点から行う。 ②提出の義務はない。提出しない場合は、技術提案(具体的な施工計画)により、参加資格の確認を行うこととなる。	①技術提案(具体的な施工計画)のみの提出であれば、「技術提案(具体的な施工計画)」で参加資格の確認を行う。 ②上記①の場合において、技術提案(具体的な施工計画)の一部を「否」とすることに伴い、技術提案(具体的な施工計画)に記載された事項が不足、不備等により、要求要件を満たしていないと判断した場合(例えば、技術提案に特化した事項のみの記載)には参加資格がない。

③総合評価における評価の考え方

ア)技術提案(具体的な施工計画)の評価

- ・各社の技術提案(具体的な施工計画)を項目別に内容の分類を実施
- ・内容毎に「優れている」「評価する」「標準案と同じ」「評価しない」「提案として認めない」の5段階で単独評価

- ・項目別に、単独評価を統合し総合評価を行い、加算点を決定

2)簡易型(従来方式)

①競争参加資格に係る簡易な施工計画の審査の考え方

入札条件における簡易な施工計画の「適切である」とは、現地の現場条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて、技術資料作成要領(別添図面等を含む。)の設計図面及び仕様等に示した施工方法(標準工法)と同等以上である(本工事を施工する技術力を有している)と認められるものである。

簡易な施工計画(技術的所見)	
位置付け	①入札説明書の設計図面及び仕様等に示された内容のもの。 ②土木工事共通仕様書等、公共建築工事標準仕様書等に示された施工方法に従ったもの。 ③参加資格の有無を確認するため、提出の義務が有る。
審査の考え方	①要求要件を満たすかどうかの施工計画に対する審査は、「技術的所見」が、現地の現場条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえた適切な内容であるか(本工事を施工する技術力を有しているか)の観点から行う。

②総合評価における評価の考え方

入札参加者から提出された技術的所見(簡易な施工計画)をあらかじめ入札説明書に記載した視点で単独評価(妥当性、適切性、的確性等)を行い、単独評価結果を踏まえて全体評価を行う。

技術的所見(簡易な施工計画)について、発注者が示す仕様に基づく施工における所見を求めるものであり、求めた事項に対し発注者が示す仕様を超えた品質向上対策(工事的物に係る材料・設備の仕様変更又は追加等)を求めている。(標準型のような技術提案まで求めている。)

(4)企業の施工実績、配置予定技術者の能力等の審査の考え方(WTOの場合は対象外)

1)標準型(I型・II型)・高度技術提案型

①企業の施工実績

・工事成績[必須選択]

中国地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事で過去2年間(平成 20・21 年度)に完成した当該工事種別の工事における評定点の年度毎の平均点の平均(実績が1年度の場合は、当該年度の平均点)、過去2年間に実績が無い場合は、過去4年間(平成 18～19 年度)にさかのぼり、完成した当該工事種別の工事がある場合は直近年度の当該工事における評定点の平均を算出し、そま評定点に応じた加算点を与える。

加算点は、80 点以上／79 点～66 点／65 点／65 点未満又は実績なしで評価する。

・工事成績優秀企業認定制度(ゴールドカード制度)の表彰[必須選択]

中国地方整備局(営繕(土木営繕含む)、港湾空港関係を除く。)発注工事における工事成績優秀企業認定制度(ゴールドカード制度)において、平成 21 年度表彰(平成 19・20 年度完成工事を対象)又は平成 22 年度表彰(平成 20・21 年度に完成工事を対象)の有無について、有／無で評価する。

・優良工事施工団体表彰又は安全管理優良請負者表彰又は下請企業表彰[必須選択]

中国地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事における過去2年間(平成 20・21 年度)に完成した工事に対する優良工事施工団体表彰又は安全管理優良請負者表彰又は下請企業表彰の有無について、優良工事施工団体表彰(局長表彰)／優良工事施工団体表彰(事務所長表彰)又は安全管理優良請負者表彰又は下請企業表彰／無で評価する。なお、優良工事施工団体表彰、安全管理優良請負者表彰、下請企業表彰は、重複評価をしないこととする。

・下請企業表彰[必須選択]

中国地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事における過去(平成 20・21 年度)に完成した工事に対する下請企業表彰を受けた下請企業を本工事において入札参加希望者が1次下請けとして活用する場合の有無について、有／無で評価する。

②配置予定技術者の能力

・工事成績〔必須選択〕

申請書に記載された同種工事の経験(中国地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事で、平成15年度以降に完成した工事について、従事役職が主任(監理)技術者又は現場代理人であるもの。)の評定点について、80点以上／79点～66点／65点／実績なしで評価する。(従事役職が現場代理人の場合は、主任技術者の半分の加算点とする。)

・優秀建設技術者表彰又は安全管理優良技術者表彰〔必須選択〕

中国地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事における過去4年間(平成18～21年度)に完成した工事に対する優秀建設技術者表彰又は安全管理優良技術者表彰の有無について、優秀建設技術者表彰(局長表彰)／優秀建設技術者表彰(事務所長表彰)又は安全管理優良技術者表彰／無で評価する。

なお、優秀建設技術者表彰、安全管理優良技術者表彰は、重複評価をしないこととする。

・継続教育制度〔必須選択〕

平成20年度から土木学会、技術士会等を含む建設系CPD協議会に加盟する団体のうち、推奨取得単位数を設定している団体の学習実績についても評価対象とする。なお、簡易型(従来方式)についても適用対象とする。

建設系CPD協議会に加盟している団体が運営している継続教育学習制度における学習した単位数がある場合で、平成18年度以降(年度、年は問わない。)に下記の表へ示す単位数を取得している場合は、その学習履歴を証明する学習履歴証明書等(各団体発行)の写しを添付されたい。

表(建設系CPD協議会に加盟している団体が運営している継続学習制度と評価基準)

①土木関係の場合(営繕部(土木営繕も含む)以外)

継続教育学習制度	運 営 者	評価基準 (取得単位数)
設備技術者継続能力開発システム(SHASE-CPD)	(社)空気調和・衛生工学会	10ポイント／年 50ポイント／5年
建設コンサルタンツ協会CPD制度	(社)建設コンサルタンツ協会	10単位／年
地盤工学会継続教育制度(G-CPD)	(社)地盤工学会	10ポイント／年
継続学習制度(CPDS)	(社)全国土木施工管理技士会連合会	30ユニット／5年 (現行どおり)
土木学会継続教育(CPD)制度	(社)土木学会	10単位／年 50単位／5年
JEAS-CPD制度	(社)日本環境アセスメント協会	10単位／年 50単位／5年
技術士CPD〔継続研鑽〕制度	(社)日本技術士会	10CPD時間／年 30CPD時間／3年
日本建築学会「能力開発支援制度」(AJJ-CPD)	(社)日本建築学会	—
継続教育(CPD)	(社)日本コンクリート工学協会	—
造園CPD(継続教育)制度	(社)日本造園学会	10単位／年
都市計画CPD制度	(社)日本都市計画学会	10単位／年
農業土木技術者継続教育(CPD)制度	(社)農業農村工学会	10単位／年
地質・土質関連CPD制度	土質・地質技術者生涯学習協議会 (社)全国地質調査業協会連合会	—
建築士会継続能力開発(CPD)制度	(社)日本建築士会連合会	10単位／年

(注)建設系CPD協議会は、建設系分野に係わる技術者の能力の維持・向上を支援するため、関係学会および協会間でのCPD(継続教育)の推進に係わる連絡や調整を図ることを目的として設立されたもので、事務局を土木学会技術推進機構におく。

②営繕部(土木営繕も含む)の場合

継続教育学習制度	運営者	評価基準 (取得単位数)
設備技術者継続能力開発システム(SHASE-CPD)	(社)空気調和・衛生工学会	10ポイント/年 50ポイント/5年
建設コンサルタンツ協会CPD制度	(社)建設コンサルタンツ協会	10単位/年
地盤工学会継続教育制度(G-CPD)	(社)地盤工学会	10ポイント/年
継続学習制度(CPDS)	(社)全国土木施工管理技士会連合会	30ユニット/5年 12ユニット/2年 (現行どおり)
土木学会継続教育(CPD)制度	(社)土木学会	10単位/年 50単位/5年
JEAS-CPD制度	(社)日本環境アセスメント協会	10単位/年 50単位/5年
技術士CPD[継続研鑽]制度	(社)日本技術士会	10CPD時間/年 30CPD時間/3年
日本建築学会「能力開発支援制度」(AIJ-CPD)	(社)日本建築学会	—
継続教育(CPD)	(社)日本コンクリート工学協会	—
造園CPD(継続教育)制度	(社)日本造園学会	10単位/年
都市計画CPD制度	(社)日本都市計画学会	10単位/年
農業土木技術者継続教育(CPD)制度	(社)農業農村工学会	10単位/年
地質・土質関連CPD制度	土質・地質技術者生涯学習協議会 (社)全国地質調査業協会連合会	—
建築士会継続能力開発(CPD)制度	(社)日本建築士会連合会	10単位/年 50単位/5年
	(社)土木学会技術推進機構	10単位/年 50単位/5年
農業土木技術者継続教育制度	農業土木技術者継続教育機構	10単位/年
電気学会におけるCPD	(社)電気学会	30時間単位/3年
電気電子・情報系CPD協議会	(社)電子情報通信学会	30ポイント/3年
日本機械学会「能力開発システム」	(社)日本機械学会	4ポイント/年
継続能力開発制度	(社)建築設備技術者協会	50単位/5年

・配置予定技術者のヒアリングを実施する場合

配置予定技術者のヒアリングは、品質確保の観点からランクの低い企業(1億円未満)の工事で必要に応じて実施することとする。なお、複数の配置予定技術者としている場合は、全ての者に対してヒアリングを実施するものとする。

- ◆〔任意選択〕ヒアリング結果に基づき、技術者の専門技術力(関連分野における施工経験や知識量、担当工事における主体性や創意工夫の取り組み)について、優/良/可で評価する。
- ◆〔任意選択〕ヒアリング結果に基づき、当該工事の理解度・取り組み姿勢(当該工事の施工上の課題や問題点等の理解度、課題への対応に関する技術的な裏付け、疑問点等に対する質問等の積極性)について、優/良/可で評価する。
- ◆〔任意選択〕ヒアリング結果に基づき、技術者の技術上のコミュニケーション能力について、良/可で評価する。

・複数の配置予定技術者を申請している場合における総合評価の加算点の取り扱いについて
 複数の配置予定技術者としている場合は、加算点合計の最も低い者の加算点を採用する。

・経常建設共同企業体の配置予定技術者の評価について

経常建設共同企業体の配置予定技術者の評価においては、各構成員の配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者を評価する。また、一つの構成員が複数の配置予定技術者(監理技術者として予定している者)を申請している場合は、加算点合計の最も低い者の加算点で評価する。

③企業の技術力

・有用な新技術の活用〔必須選択〕

平成18年度より、有用な新技術の活用促進と技術向上を目的として、事後評価に重点を置いた「公共工事等における新技術活用システム」の本格運用が開始された。

これを受け、新技術の活用促進を図るため、総合評価方式(標準型及び高度技術提案型)において新技術情報提供システム(NETIS)に登録された新技術の活用を提案した場合に加点することとする。

なお、本システムにおいて、NETISに登録された新技術の活用を提案した場合(技術提案の審査において有効な提案と評価した場合に限る。)に加点する。

④地域精通度・地域貢献度

・地域内における本支店、営業所の所在地〔必須選択〕

地域内(●●県内、▲▲地方生活圏(○○市、○○町)内等)に入札参加希望者の本支店または営業所が所在するかについて、地域内に本店有り/地域内に支店、営業所有り/拠点無しで評価する。

ただし、競争参加資格要件において本店限定とした場合については、本項目は設定せず、任意に選択した項目を追加する。

・企業の近隣地域での施工実績〔必須選択〕

地域内(●●県内、▲▲地方生活圏(○○市、○○町)内等)で平成19年度以降に元請けとして完成・引き渡し完了した工事の施工実績の有無について、施工実績有り/施工実績無しで評価する。

・災害対応協定等に基づく活動実績〔必須選択〕

地域内(●●県内、▲▲地方生活圏(○○市、○○町)内等)で過去10年間(平成13年度から平成22年度)に災害対応協定等に基づく支援活動等の実績又は、過去2年間(平成21年度又は平成22年度)の災害対応協定締結の有無について、過去10年間に災害支援活動の実績有り/災害対応協定の締結有り/実績無し・協定締結無しで評価する。

なお、支援活動等実績及び協定締結については、中国地方整備局の○○河川事務所、○○国道事務所、○○管理所、○○営繕事務所、○○港湾事務所、又は○○県内の地方自治体(○○県、市町村)と入札参加希望者との間で直接締結した協定によるものとする。

・その他(任意に設定)〔必須選択〕

任意に2項目選択する。

◆アスファルト舗装Aランク対象工事の特例

・H21年度から舗装施工管理技術者の資格を参加資格要件から撤廃するが、舗装工事における良好な品質を確保するためには有用な資格であることから、舗装施工管理技術者の資格を総合評価方式の評価項目として評価するものとする。

・As舗装Aランクの企業は、全国的に営業を展開している企業が多数存在していることから、適正な施工管理体制を保有し施工能力のある企業を評価することが、舗装工事の品質確保・向上、及び一括下請け等の不正行為の排除につながるることとなることから、評価項目に、配置予定技術者の資格、作業拠点、技能者数、Asフィニッシャーの配置、As合材プラントの保有状況の施工管理体制を追加設定することとする。

・競争参加資格確認の申請にあたっては、公告文及び入札説明書で詳細な内容を確認してください。

評価項目	評価内容	備考
配置予定技術者の資格	<ul style="list-style-type: none"> ・1級舗装施工管理技術者:1点 ・2級舗装施工管理技術者:0.5点 ・保有無し 	※1級又は2級舗装施工管理技術者の登録証の写しを提出。

⑥不正又は不誠実な行為等による減点

○総合評価方式による評価項目の減点及び措置期間等

競争参加資格確認申請書の提出期限日から競争参加資格通知の前日までの期間に、中国地方整備局から不正又は不誠実な行為等により、文書による警告又は注意／口答による警告又は注意を受けている者については、評価の加算点〔取得した加算点の和(施工体制評価点は除く。)〕からそれぞれ10%/5%を減点する。(少数第2位以下切り捨て) なお、工事成績評定において減点がある場合、適用除外とする。

措置内容	減点対象期間	減点
文書による警告又は注意	30日	△10%
口頭による警告又は注意	30日	△ 5%

* 公正取引委員会の不当廉売に係る警告を受けて、中国地方整備局から文書警告を行った場合等も含む。

* 減点対象期間は、文書注意(警告)・口頭注意(警告)を含めた日から30日間とする。

○総合評価において減点する対象期間について

競争参加資格確認申請書の提出期限日から競争参加資格通知の前日までの期間に、書面又は口頭で警告・注意を受け、減点対象期間30日に該当する者。

2)簡易型(従来方式)

①企業の施工実績

・前述の標準型に下記を追加する。

・手持ち工事量〔必須選択〕

中国地方整備局(営繕、港湾空港関係を除く。)発注工事で申請書提出期限日時点での施工中の工事の有無について、無／有で評価する。ただし、河川・道路維持工事、照明維持工事、植樹管理工事、用地管理工事等の経常維持的な工事は、施工中の工事として対象としない。

・同種工事の施工実績規模〔該当する場合(分任官の工事)のみ必須選択〕

対象工事: 予定価格が 3.0 億円未満の簡易型(従来方式)の工事で、「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン(H17,9,30)」により数値設定を行う工事。

申請書に記載された同種工事の実績において、●●が●●(ガイドラインで求める数値)以上／▲▲(ガイドラインで求める数値の1/2)以上／▲▲未満で評価する。

②配置予定技術者の能力

・前述の標準型に下記を追加する。

・同種工事の施工実績規模〔該当する場合(分任官の工事)のみ必須選択:]

対象工事: 予定価格が 3.0 億円未満の簡易型(従来方式)の工事で、「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン(H17,9,30)」により数値設定を行う工事。

申請書に記載された同種工事の実績で、従事役職が主任(監理)技術者の場合において、●●が●●(ガイドラインで求める数値)以上／▲▲(ガイドラインで求める数値の1/2)以上／▲▲未満で評価する。

③地域精通度・地域貢献度

・前述の標準型に同じ。

④不正又は不誠実な行為等による減点

- ・前述の標準型に同じ。

(5)地元企業活用促進型について

1)標準型(I型、II型)、簡易型(従来方式)

a)必須設定項目

地元一次下請の活用率

一次下請予定金額の総額に対して、地元一次下請予定金額の割合について、**入札参加希望者**において目標を設定し、その設定された目標値で元請企業の等級区分が一般土木Bランク、一般土木B+Cランク、一般土木A+Bランクの場合は、80%以上/60%以上 **80%未満**/40%以上 **60%未満**/40%未満で評価する。また、元請企業の等級区分が一般土木Cランクの場合等の地域建設業者が参加する工事は、100%/90%以上 **100%未満**/80%以上 **90%未満**/80%未満で評価する。

なお、地元一次下請の対象は、地域内(〇〇県の〇〇地方生活圏(〇〇市、△△町))に本店を有するものとする。

(6)オーバースペック(過剰な技術提案)の抑制対策

1)発注者の取り組み

- ①技術提案数は最大5提案(1項目当たり)
- ②現場条件により必要と判断される要求レベルのものは標準案として積算計上し条件明示
- ③過剰な要求レベル(数値等)を設定しない(舗装工表層の平坦性、水質(pH、SS)等)
※入札参加者が過剰な上限値を設定する形にならないように留意
- ④事例等のHPへの公表(入札説明書にURLを記載し入札参加予定者へ周知)

2) 過度なコスト負担を要する(オーバースペックな)技術提案の例

【改善効果に対して過剰なコスト負担を要する技術提案】

- ①同一の部位において、同一の目的で使用する材料の併用や複数の提案を実施することによる改善効果に対して過剰な費用を要すると判断される技術提案

I : コンクリートの配合において、使用する必要性が低いと判断される部位へのコンクリート混和材料等の複数使用による過剰な費用を要す提案

II : トンネル工事における養生のための設備と材料の併用による過剰な費用を要す提案

III : PC上部工における特殊なケーブルやシースの併用による過剰な費用を要す提案

- ②要求水準に対し過剰な品質・性能を実現する設計図書や示方書等の範囲を超えた高価な材料の使用など、使用する必要性が低いと判断される提案の実施に過剰な費用を要すると判断される提案

I : コンクリートの配合において、ポルトランドセメントを活用した高強度コンクリートへの変更等の過剰な費用を要す提案

II : コンクリートの配合において、使用する必要性が低いと判断される部位へのコンクリート混和材料の使用による過剰な費用を要す提案

III : トンネル覆工コンクリート全面にわたるコンクリート表面改質剤(コンクリートの劣化抑制を目的とした表面含浸剤)の塗布等の過剰な費用を要す提案

IV : 鋼橋上部工事における上部工鋼材全面にわたる塗装等の追加による過剰な費用を要す提案

【改善効果に対して過剰なコスト負担を要する技術提案】

- ①濁水処理における過剰な水質(pH・SS)レベルの設定
- ②舗装表層における過剰な平坦性の数値設定

(7) 落札者の決定

- ・除算方式とし、評価値＝(標準点＋加算点)／価格 が最大の者を落札者とする。
- ・施工体制確認型の場合も除算方式とし、評価値＝(施工体制評価点＋標準点＋加算点)／価格が**最大の者を落札者**とする。

＜落札者決定の条件＞

- ①入札価格が予定価格の制限範囲内であること。
- ②技術提案又は簡易な施工計画が要求要件を満たしていること。

(8) 履行確認及びペナルティ

- ①簡易型(従来方式)における簡易な施工計画(技術的所見)並びに標準型・高度技術提案型における技術提案(具体的な施工計画)について、提案内容を契約書へ添付するとともに、特記仕様書(営繕及び土木営繕は、現場説明補足事項)に施工計画への記載を明記することとしている。このことにより確実な履行確認及び検査が可能となり、技術提案等の適正な評価につながる事となる。
- ②受注者の責めにより提案内容を遵守できない場合は、相応のペナルティを課すものとする。
基本的には工事成績評点の減点を行う。なお、合理的理由があるものは工事請負金額の減額を行うことがある。
- ③競争参加資格通知時に「一部否」として通知した技術提案(具体的な施工計画)については、実施してはならない。また、「評価しない」として、通知を行った技術提案(具体的な施工計画)については、履行義務は発生しない。

(9) ペナルティの考え方

①高度技術提案型、標準型(I型・II型)

・受注者の責めにより、「●●の対策に関する施工計画」の入札時の技術提案(具体的な施工計画)を遵守できなかった場合は、当初契約時の評価点合計に対する履行できなかった技術提案の加算点の比率に相当する額(下式参照)を違約金として徴収するとともに、評定点の減点を行うものとする。評定点の減点は、不履行となった技術提案の加算点を減点する。

ただし、違約金は、当初契約額の10%を限度、評定点の減点は最大10点を限度とし、特に悪質な場合は、最大20点を限度に減点するものとする。また、低入札価格調査制度調査対象工事については、評価項目毎に「満点」に相当する点を減点する。

・受注者の責めにより、入札時の提案値(日数)及び具体的な施工計画を遵守できなかった場合は、実際に確認できた実績値(日数)に基づき、技術提案(具体的な施工計画)全体の再評価及び加算点の再計算を行い、当初契約時に取得した加算点との差額分に相当する額(下式参照)を違約金として徴収するとともに、「当初契約時の加算点」と「再評価、再計算後の加算点」との差分を評定点から減点を行うものとする。なお、減点は0.1点単位とする。

ただし、違約金は、当初契約額の10%を限度、評定点の減点は最大10点を限度とし、特に悪質な場合は、最大20点を限度に減点するものとする。また、低入札価格調査制度調査対象工事については、評価項目毎に「満点」に相当する点を減点する。

また、要求要件を遵守できなかった場合は、該当する部分に相当する請負代金額につき要求要件からの延滞日数に応じ、年5.0%の割合で計算した額を延滞金として徴収する。

(違約金算出式)

$$\text{違約金} = \text{当初契約額} \times (1 - \text{施工後の評価点} / \text{当初契約時の評価点})$$

注1) 施工後の評価点: 工事完了後、不履行となった技術提案の評価に応じた点を当初契約時に取得した評価点から減じた点

注2) 評価点とは(標準点100点＋加算点＋施工体制評価点)とする。

②簡易型(従来方式)

・受注者の責めにより、入札時の簡易な施工計画(技術的所見)を遵守できなかった場合は、当初契約時の評価点の合計に対する不履行となった簡易な施工計画(技術的所見)の評価に応じた点の比率に相当する額(①標準型と同じ算式)を違約金として徴収するとともに、評定点の減点を行うものとする。評定点の減点は、不履行となった簡易な施工計画(技術的所見)の評価に応じた点を減点する。

ただし、違約金は、当初契約額の10%を限度、工事成績評定の減点は最大10点を限度とし、特に悪質な場合は、最大20点を限度に減点するものとする。また、低入札価格調査制度調査対象工事については、評価項目毎に「満点」に相当する点を減点する。

・「可」の評価を受けた項目については、総合評価のペナルティとしての減点はない。「可」は、共通仕様書と同じとの評価であるため、通常の監督業務として評点に反映する。

(10)工事請負契約書等への取り扱い

工事請負契約書及び工事着手に先立ち提出する施工計画書の取り扱いについては下表のとおり。

総合評価方式	提出資料	契約書への添付	工事着手に先立ち提出する施工計画書への記載
標準型 (I型・II型) 高度技術提案型	技術提案(具体的な施工計画)	必要 ただし、×(一部否)及びー(評価しない)と競争参加資格通知時に併せて通知した提案については除く	必要 ただし、×(一部否)及びー(評価しない)と競争参加資格通知時に併せて通知した提案については除く
	技術的所見(標準案)とその施工計画	不要	必要 ただし、技術提案による部分は除く(技術提案と重複するため)
	【地元企業活用促進型の場合】 ・地元企業等活用計画(別記様式6)	必要	必要
簡易型 (従来方式)	技術的所見	必要 ただし、可(0点)の評価は除く	必要
	【地元企業活用促進型の場合】 ・地元企業等活用計画(別記様式6)	必要	必要

4. その他

(1) 工事費内訳書について

1) 工事費内訳書の提出対象工事

全ての工事を対象とする。

2) 工事費内訳書の無効事例

◆中国地整ホームページに下記の事例を掲載しているところである。

・指定した工種の記載がない

・指定した種別が対応していない

・表紙のみ添付され、項目・金額等が記載された書類が添付されていない

・提出されたファイル内に、該当工事以外の内訳書も添付されていた

・単価の記載がない

・細別の金額を積み上げた金額と、それに対応する種別の金額が異なっている

・該当工事の内訳書が、2種類添付されていた

・発注者名の記載がない

・JV名の記載がない(単体名のみ記載)

3) 上記のほか、競争参加資格がない及び入札を無効とした事例について(地整 HP に掲載済み)

HP アドレス → http://www.cgr.mlit.go.jp/hattyu/kouji_jirei.htm

(2) 配置予定技術者の確認

提出された配置予定技術者を当該工事に配置することを原則とする。

ただし、病休、死亡及び退職等極めて特殊な場合であって、中国地方整備局長(本官)又は事務所長(分任官)が承認した場合においては、この限りではない。この場合にあっては、求める配置予定技術者の基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の他の主任(監理)技術者を当該工事に専任で配置しなければならない。

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなった時は、直ちに当該申請書の取下げ等を行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

落札者決定後、CORINS 等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

(3) 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札価格調査制度調査対象工事においては、契約の相手方が中国地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事で入札日を起算日として過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、求める配置予定技術の基準に定める要件(同種工事の経験を除く。)と同一の要件を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者が現場代理人を兼務することは認めない。

さらに、予定価格1億円以上の工事については、監理(主任)技術者が現場代理人を兼務することは認めない。

① 70点未満の評定点を通知された者

② 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補(軽微な手直し等は除く。)又は損害賠償を請求された者

③ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者

④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、当該技術者の氏名その他必要な事項については、低入札価格調査制度による調査時に確

認するものとし、当該技術者を配置できないにも係わらず入札した場合においては、落札者としな
い。

契約後に配置できない場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者
の通知と同様に分任支出負担行為担当官に通知することとする。

(4)ISOの適用について

ISOの認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事については、一般競争入札はすべてとし、工
事希望型競争については1割以上とする。ただし、低入札価格調査制度調査対象工事及び重点監督対象工
事となった場合を除く。

(5)契約後 VE の取り扱いについて

予定価格が0.6億円以上について契約後 VE の適用工事とする。

(6)低入札企業についての公正取引委員会への報告

低入札価格調査制度調査対象工事の場合には、不当廉売の疑いがあるものとして公正取引委員会に報告
することがある。

(7)低入札価格調査について

- 1)予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対して、予決令第86条の調査(低入札
価格調査)を実施する。
- 2)低入札価格調査においては、調査に必要な書類の提出を求めるとともに、入札者からの事情聴取、関係機関
への照会等の調査を行う。
- 3)低入札価格調査の対象者のうち、入札価格の各費目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除
して得た割合が一定割合(各工事の入札説明書に記載)を下回る者については、特に重点的な調査(特別重
点調査)を実施する。(H20年度は、予定価格1000万円以上のすべての工事対象です。)